

## 「うらそえ社協だより」広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が発行する広報誌「うらそえ社協だより」に登載する広告について、その基準を定めるものとする。

### (登載の範囲)

第2条 「うらそえ社協だより」に登載できる広告は、社協の広報誌としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
  - ア 一般常識から判断して好ましくない商品やサービスの販売の広告
  - イ 消費者に被害が生じる疑いのある販売の広告
  - ウ 過去において悪質な事件を起こした事業者
  - エ 特殊な宗教団体等の集団利益を助長することを目的とした販売広告
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 社協が広告の対象となるものとしてを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示、その他表現方法等が不適切なもの  
※「最高」、「群を抜く」、「トップ」、「百パーセント」等の表現及び表示を行ってはならない。また、進学率、就職率、合格率などの表現及び表示については、事実の裏付け及び客観的な根拠に基づいたものでなければならない。
- (6) 公益性及び公共性が認められないもの  
※公益性とは「不特定かつ多数のものも利益」平たく言えば社会全体の利益を言う。
- (7) 前各号に掲げられるもののほか、「うらそえ社協だより」に登載する広告として、社協会長が適当でないとするもの

### (広告の登載枠並びに広告料金)

第3条 広告の登載枠並びに広告料は、別表1のとおりとする。

- 2 広告の登載の契約は年度契約を基本とし、期間満了の1ヶ月前までに解約の申し入れがない場合は、さらに1年延長することとし、以後も同様とする。

### (広告登載決定等)

第4条 「うらそえ社協だより」に広告を登載しようとする広告主は、「うらそえ社協だより広告登載申込書」と登載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を社協に提出し、

事務局長、企画総務課長、総務係長で審査を行い、その結果を社協会長に報告するものとする。

- 2 社協会長は、前項の審査結果を参考として、適当と認めるものについて、「うらそえ社協だより」への広告登載を承認するものとする。
- 3 広告の登載の不承認の通知については、広告主に通知するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月3日から施行し、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年12月2日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年11月 日から施行し、令和5年11月1日から適用する。

## 別表1

広告の大きさ並びに広告料金表（案）

	区 分	大 き さ	料 金
A 4 版	1種広告（1／5面／2）	縦 45. 5 mm×横 89 mm	1 5, 0 0 0 円（税抜き）
	2種広告（1／5面）	縦 45. 5 mm×横 178 mm	2 5, 0 0 0 円（税抜き）
	3種広告（2／5面）	縦 98 mm×横 178 mm	3 5, 0 0 0 円（税抜き）
	4種広告（3／5面）	縦 150. 5 mm×横 178 mm	4 5, 0 0 0 円（税抜き）
	5種広告（4／5面）	縦 203. 0 mm×178 mm	5 5, 0 0 0 円（税抜き）
	6種広告（5／5面）	縦 255. 5 mm×178 mm	6 5, 0 0 0 円（税抜き）

## 「うらそえ社協だより」広告掲載基準における内規

1. 第2条第1項第7号に規定する社協会長が適当でないと認めるものは、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 広告掲載の料金を請求したにも関わらず、滞納があるもの
  - (2) 広告掲載内容において、事実と異なる掲載をしたもの
  - (3) 広告内容において、市民から苦情のあったもの
  - (4) 広告掲載内容において、原稿締切日までに提出がないもの